

広陵町土地開発公社指名選定基準

令和3年2月17日制定

(趣旨)

第1条 指名業者選定により一層の透明性・客観性・競争性の向上を目的として、指名業者の選定に関する基準を定める。

(広陵町指名選定基準の準用)

第2条 広陵町土地開発公社の指名選定基準について、広陵町指名選定基準(平成13年9月1日制定)の例による。

附 則

この基準は、令和3年2月17日より施行する。